

2021埋計発第74号
2021年6月30日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

日本原燃株式会社
埋設事業部 埋設計画部長
山 地 宣 介

「濃縮・埋設事業所 埋設事業部 原子力事業者防災業務計画」の内容の一部読み替え
について

2020年8月17日付、2020埋計発第120号にて届け出ました弊社「濃縮・
埋設事業所 埋設事業部 原子力事業者防災業務計画」につきましては、所属部署の名
称変更に伴い、添付資料のとおり見直しが必要となりました。

つきましては、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」に基づく
軽易な変更扱いとして、2021年6月30日から次回修正までの期間、添付のとおり
読み替えることにより、運用いたしますのでご連絡申し上げます。

添付資料

「濃縮・埋設事業所 埋設事業部 原子力事業者防災業務計画」読み替え表

「濃縮・埋設事業所 埋設事業部 原子力事業者防災業務計画」 読み替え表 (1/1)

現 行	読み替え後	理 由
<p style="text-align: center;">第 2 章 原子力災害予防対策</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 防災活動に使用する施設及び設備の整備</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>7. 放送装置 業務推進本部総務部長及び低レベル放射性廃棄物埋設センター長は、事業所の構内放送装置を常に使用可能な状態に整備し、不具合を認めた場合は速やかに修理する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 放射線測定設備その他必要な資機材の整備</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. 原子力防災資機材等 (1) 原子力防災資機材 a. 業務推進本部総務部長、働き方改革本部働き方改革推進部長、低レベル放射性廃棄物埋設センター長、安全管理部長、再処理事業部防災管理部長及び安全・品質本部安全推進部長は、別表 7 に示す原子力防災資機材に関して次の措置を講じる。 (a) 必要数量を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。なお、非常用通信機器については、連絡先又は連絡先の番号に変更があった場合、これを更新し、常に使用可能な状態にする。 (b) 不具合を認めた場合は、速やかに修理する。なお、修理する場合は必要に応じ代替手段を講じる。 b. 社長は、原子力防災資機材を備え付けたときは、様式 5 に定める届出書により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長に届け出る。また、毎年 9 月 30 日における原子力防災資機材の備え付けの現況を翌月 7 日までに同様式の届出書により届け出る。 (2) その他の防災資機材 a. 業務推進本部総務部長、働き方改革本部働き方改革推進部長、濃縮事業部ウラン濃縮工場濃縮運転部長及び低レベル放射性廃棄物埋設センター長は、別表 8 に示すその他の防災資機材に関して、必要な数量を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。 b. 不具合を認めた場合は、速やかに修理する。なお、修理する場合は必要に応じ代替手段を講じる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 原子力災害予防対策</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 防災活動に使用する施設及び設備の整備</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>7. 放送装置 働き方改革本部総務部長及び低レベル放射性廃棄物埋設センター長は、事業所の構内放送装置を常に使用可能な状態に整備し、不具合を認めた場合は速やかに修理する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 放射線測定設備その他必要な資機材の整備</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. 原子力防災資機材等 (1) 原子力防災資機材 a. 働き方改革本部総務部長、働き方改革本部働き方改革推進部長、低レベル放射性廃棄物埋設センター長、安全管理部長、再処理事業部防災管理部長及び安全・品質本部安全推進部長は、別表 7 に示す原子力防災資機材に関して次の措置を講じる。 (a) 必要数量を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。なお、非常用通信機器については、連絡先又は連絡先の番号に変更があった場合、これを更新し、常に使用可能な状態にする。 (b) 不具合を認めた場合は、速やかに修理する。なお、修理する場合は必要に応じ代替手段を講じる。 b. 社長は、原子力防災資機材を備え付けたときは、様式 5 に定める届出書により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長に届け出る。また、毎年 9 月 30 日における原子力防災資機材の備え付けの現況を翌月 7 日までに同様式の届出書により届け出る。 (2) その他の防災資機材 a. 働き方改革本部総務部長、働き方改革本部働き方改革推進部長、濃縮事業部ウラン濃縮工場濃縮運転部長及び低レベル放射性廃棄物埋設センター長は、別表 8 に示すその他の防災資機材に関して、必要な数量を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。 b. 不具合を認めた場合は、速やかに修理する。なお、修理する場合は必要に応じ代替手段を講じる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>所属部署の名称変更に伴う読み替え</p> <p>所属部署の名称変更に伴う読み替え</p> <p>所属部署の名称変更に伴う読み替え</p>